

2-3 生活一般

1 住居

留学生が快適な学園生活を送るうえで、重要な事柄の一つに住居の問題があります。東京海洋大学では、本学の国際交流会館等の学生寮に入寮している学生もいますが、他の学生は、民間アパート等に住んでいます。

民間アパートに入居する際は、賃貸料の0～2か月分の敷金（退去時に一部返金される）や賃貸料の0～2か月分の礼金、不動産屋への1か月分以上の手数料（2年後の契約更新時に手数料1か月分）の支払いを要求されるのが東京地域での慣例となっています。また、日本のアパートには家具や調度品等はありません。

●留学生住宅総合補償制度

(<http://www.jees.or.jp/crifis/index.htm>)

民間アパートを借りるときには入居のための保証人が必要ですが、保証人が指導教員のときは、この制度を利用してください。この補償制度に加入すると、火事や水漏れなどの事故を起こしてしまったときに、家主（大家）に賠償金が支払われる借家人賠償補償保険に自動的に加入となります。ただし、この補償保険には火事や水漏れでの個人の生活動産を補償する部分はありませんので、別途火災保険に加入して補ってください。本補償制度の保険料は1年契約で4,000円、2年契約で8,000円です。賃貸契約を更新するときは留学生住宅総合補償制度も更新してください。アパートを変えるときは新たに本補償制度に加入し、賃貸を解約するときは学生サービス課留学生係に早めに連絡してください。

下記に民間アパート等を借りるときの手続きの流れを示します。

1. 不動産屋等で物件を決める。
2. 学生サービス課留学生係で保険料の振込用紙を受け取り、郵便局で振り込む。
3. 領収書を学生サービス課学生係へ持って行き、加入者証を発行してもらう。
4. 指導教員に契約書の連帯保証人欄を記入してもらう。
5. 不動産屋へ契約書を提出する。
6. 契約が完了したら、契約書のコピーを学生サービス課留学生係へ持って行く。



品川国際交流会館 Shinagawa International House

2 留学生用宿舎

●東京海洋大学国際交流会館（品川キャンパス）

国際交流会館は、東京海洋大学の品川キャンパスに外国人留学生用の宿舎として設置されています。7階建て（一部1階建て）で、単身室48室、夫婦室6室、家族室6室があります。キッチン・トイレ・お風呂が各室に設備されています。入居期間は原則として2年以内（国費留学生及び政府派遣留学生は1年）です。

外国人留学生の入居者が負担する経費（月額）は次のとおりです。

居室区分	寄宿料	共用部分経費	合計 (月額)
単身室	5,900円	3,700円	9,600円
夫婦室	11,900円	7,300円	19,200円
家族室	14,200円	11,000円	25,200円

毎年5月に国際交流会館のオリエンテーションがありますので、居住者は必ず参加して下さい。

●その他の留学生寮

募集があれば、随時留学生用掲示板に掲示します。

3 引っ越し時の手続き

日本で住居（賃貸）を変更するときの注意や参考を示します。

退去前（現在の賃貸で）

- 賃貸の引っ越しを決めたら、現在の賃貸の契約書をよく読んで、解約時の条件を理解して解約手続きを始める。
- 現在の賃貸での、電気、ガス、固定電話やインターネットなど契約しているサービスを解約し、引っ越しする月の費用を支払う。最終月の支払い方法についてはよく確認して支払いを忘れないこと。
- 引っ越し前に、最低限の掃除をする。ゴミの処理を忘れないこと。
- （重要）日本では「敷金は全額が返金されるとは限らないこと」を理解して、解約時の賃貸の精算をする。（原状回復費を追加請求されることもあります。）

転居前（新しい賃貸で）

- 入居前に内装をよく観察し、床や壁の傷など、次の退去時に問題になりそうな室内や設備の不具合については入居前に申告しておくといよい。

引っ越し日当日あるいは直後に必ず行うこと（重要）

これらの手続きを怠ったときに学内外で困ることがありますので、引っ越し時に手続きを忘れずに行いましょう。

1. 引っ越してから 14 日以内に在留カードを持って引っ越し先の役所に行き、居住地の変更届出をする。留学生係にも届け出る。
2. 引っ越し前の役所に現在持っている国民健康保険のカードを返却する（郵送でもよい）。引っ越し先の市役所で、国民健康保険の新規加入をする。2 カ所で保険加入していると 2 重の請求書が送られてくるので、必ず旧カードを返却すること。同じ市内での引っ越しの場合は、住所変更をする。
3. 郵便局にて、「郵便物転送願」のはがきをもらって、旧住所と新住所の連絡をする。
4. 銀行口座、携帯電話、クレジットカードなどの住所変更をする。
5. 学務システム（Live Campus）にアクセスし、現住所等の変更を行う。



4 アルバイト・資格外活動

アルバイトを行う場合には、東京入国管理局において「資格外活動の許可」が必要です。留学生のアルバイトについては、申請に基づき、留学生本来の目的に支障がないと認められる場合に、原則として次の内容で包括的に許可されています。

- 就労時間数：1 週間 28 時間以内（長期休暇中については 1 日 8 時間以内）。
- 風俗営業又は風俗関連営業のアルバイトはできません。
- 「租税条約に関する届出書」を税務署に提出することにより、税金が免除される制度があります。詳細は最寄りの税務署にお尋ねください。

※ 資格外活動許可書取得後に必ず「資格外活動許可取得届」及び資格外活動許可書の写しを留学生係まで提出してください。

5 学割・定期券・回数券

学割 [正規生のみ]

学部学生及び大学院生が、100km を超える旅行をする場合、乗車券の学生割引制度（普通「学割」といい、普通乗車券料金の 20% 割引）を利用することができます。なお、非正規生には、この制度は適用されません。学割は窓口前の「自動証明書発行機」で受け取れます。

通学定期券 [正規生のみ]

学部学生及び大学院生が通学のため、電車やバスを使う時は通学定期券を購入できますが、通学定期券購入証明書が必要となります。通学定期券購入証明書は自動証明書発行機で受け取れます。通学定期券購入証明書は年 1 回しか発行しませんので注意してください。定期券は乗降駅及びその区間のそれぞれの売り場で、学生証と通学定期券購入証明書を提示して購入します。（学生証の裏に必要事項を必ず記入して下さい）。住所や通学経路が変更になった時は学生サービス課学生担当に届け出てください。

なお、非正規生は通学定期券を購入することはできませんので、通勤定期券または回数券を購入してください。また、定期券の不正な購入や本人以外の使用は罰を受けることとなりますので、絶対にやめてください。

回数券

私鉄、JR には回数券があります。基本的に 10 回分の料金で 11 回分の乗車券を購入できます。また、路線バスには IC カードの利用で独自の割引サービスがあります。それぞれの案内所やウェブサイトで確認してください。